

申請等関係事務処理法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可基準並びに標準処理期間について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 及び第 250 条の 3 の規定に基づき、申請等関係事務処理法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可基準並びに標準処理期間等を下記のとおり定める。

記

第 1 申請等関係事務処理法人の設立を認可する場合

申請等関係事務処理法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 87 条の 3 第 1 項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 申請等関係事務処理法人の定款については、次に定める基準に適合していること。
 - (1) 名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。
 - (2) 特定地方独立行政法人（法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。
 - (3) 役員については、次に定める基準に適合していること。
 - ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。
 - イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。
 - (4) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。
 - ア 申請等関係事務処理法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。
 - イ 出資が、地方公共団体に限られていること。
 - ウ 設立団体（法第 6 条第 3 項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、申請等関係事務処理法人の資本金の額の 2 分の 1 以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
 - エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在におけ

る時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

オ 移行型地方独立行政法人（法第 61 条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

(5) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

(6) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。

(7) 業務については、法第 21 条第 5 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。

2 関係市町村申請等関係事務処理業務（法第 87 条の 14 第 1 項第 2 号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。）を行う場合については、その旨を定めていること。

第 2 申請等関係事務処理法人の定款の変更を認可する場合

申請等関係事務処理法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。

2 申請等関係事務処理法人の定款変更については、第 1 に定める基準に適合していること。

3 受入地方独立行政法人（法第 66 条の 3 第 3 項に規定する受入地方独立行政法人をいう。）に承継される権利に係る財産の価額は、加入日（同条第 1 項に規定する加入日をいう。）現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

第 3 申請等関係事務処理法人の解散を認可する場合

申請等関係事務処理法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

第 4 申請等関係事務処理法人の合併を認可する場合

申請等関係事務処理法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。

2 申請等関係事務処理法人の合併については、次に定める基準に適合していること。

(1) 吸収合併（法第108条第1項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続法人（同項第1号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）の定款の変更が第1に定める基準に適合していること。

(2) 新設合併（法第112条第1項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併設立法人（同項第2号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）の定款が第1に定める基準に適合していること。

第5 標準処理期間

申請等関係事務処理法人の設立、定款の変更、解散及び合併の申請から認可までの標準処理期間は、おおむね2か月とする。